



11月1日付
申5号

将来を左右する個人面談だからこそ 公平な環境整備を求める！

自己申告書に基づいた個人面談に関する緊急申し入れ

自己申告書に基づいた個人面談は、社員が年に一回将来の希望や家庭状況などを現場長や管理者に相談も出来る公式かつ大事な場です。特に今年は「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーション」の実施を視野に入れた個人面談となることから、自己申告書の記入方にも変更が追加され、これまで以上に将来を左右される可能性が大きくなったと言えます。

そのような中、面談が実施された一部の職場において面談をする管理者が複数であった社員と単独であった社員がいたことや、個人のプライバシーが漏れる恐れのある場所で面談実施されたなど、組合員や社員から疑問や不安の声が地本に寄せられました。将来に大きく関わる個人面談を安心して行う環境整備を求め、地本は新潟支社に緊急申し入れを行いました。

■ 申5号 申し入れ項目 ■

1. 個人面談実施において、現場長と管理者が対応する2対1と、管理者のみの1対1の違いを明らかにすること。
2. 個人面談の開催場所が、社員の個人情報が漏れる場所で行っていることから、プライバシーを確保できる環境で実施すること。
3. 回答は11月5日までにを行うこと。

安心して将来像を描くためにも東日本ユニオンに加入しよう！